

## 時価算定基準について

2021年6月4日作成

### (1) 全体像

#### ① 基準等の公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は2019年7月4日付で、金融商品会計基準などにおける時価を算定する方法に関する詳細なガイダンスについて定めた『時価の算定に関する会計基準』、『時価の算定に関する会計基準の適用指針』を公表。あわせて、関連する既存の会計基準などの改正についても公表しました。

##### ■図表1-1 公表された会計基準等

『時価の算定に関する会計基準』  
 『棚卸資産の評価に関する会計基準』  
 『金融商品に関する会計基準』  
 『時価の算定に関する会計基準の適用指針』  
 『四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針』  
 『金融商品の時価等の開示に関する適用指針』

（出所） ASBJホームページ『企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の公表』

また、ASBJは2021年1月18日付で、投資信託の時価に関する取扱い、組合等への出資に関する時価注記などを巡り、適用指針の改正案を公表しています。

##### ■図表1-2 2021年1月18日付の公表物

「投資信託の時価の算定に関する取扱い」（第24項の2以下）

●投資信託財産が金融商品である投資信託：「解約等にあたって市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制約がない場合には基準価格を時価とする」、など

（出所） ASBJホームページ『企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」の公表』

#### ② 主な改正点

あらたに公表された会計基準等の特徴は、時価に関する定義を明確化したことに加え、時価の算定プロセスについて「レベル1～3のインプット」などの考え方を盛り込むものです。

##### ■図表1-3 主な改正点

	従来の取扱い	時価算定基準
時価の定義	「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう」（改正前金融商品会計基準第6項）	「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう」（「時価の算定に関する会計基準」第5項）
時価の算定	① 市場価格に基づく価額 ② 市場価格がない場合は合理的に算定された価額	インプット（レベル1～3）を使い、状況に応じて適切な評価技法を用いて時価を算出する（観察不能なインプットの利用を最小限にする）

（出所） 当社作成

また、適用予定時期は、公開草案当初の「2020年4月1日以降」ではなく、1年遅延し、「2021年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する」とこととされました（1年前の早期適用は可能）。

■図表1-4 適用時期

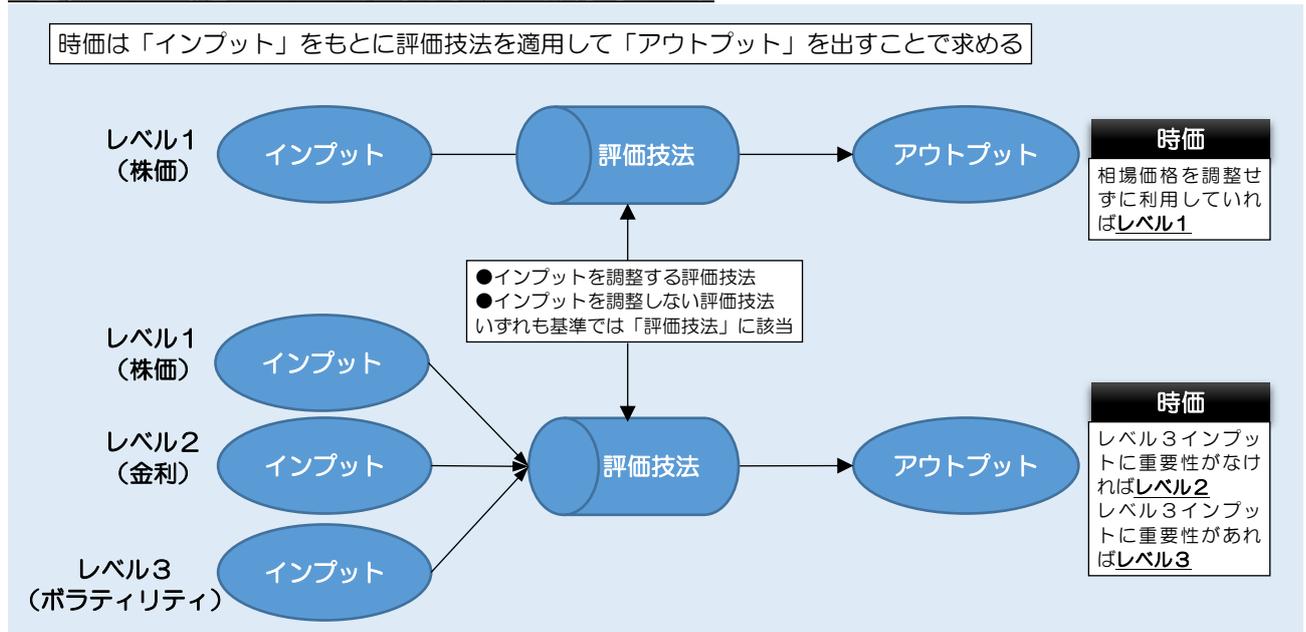
原則	2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する（基準第16項）
早期適用	2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用可能（基準第17項）

③ 時価のレベル

今回の基準の特徴は、「時価のレベル」をインプットに応じて決める、とする考え方です。

具体的には、株価、金利、ボラティリティといった、時価を決めるための基礎となるパラメーターを「インプット」と定義し、それらのインプットについて「観察可能かどうか」などの観点から「レベル1」「レベル2」「レベル3」に分類し、出て来たアウトプットを時価とする、という考え方がとられます。

■図表1-5 時価の「レベル」はどうやって決まるのか？

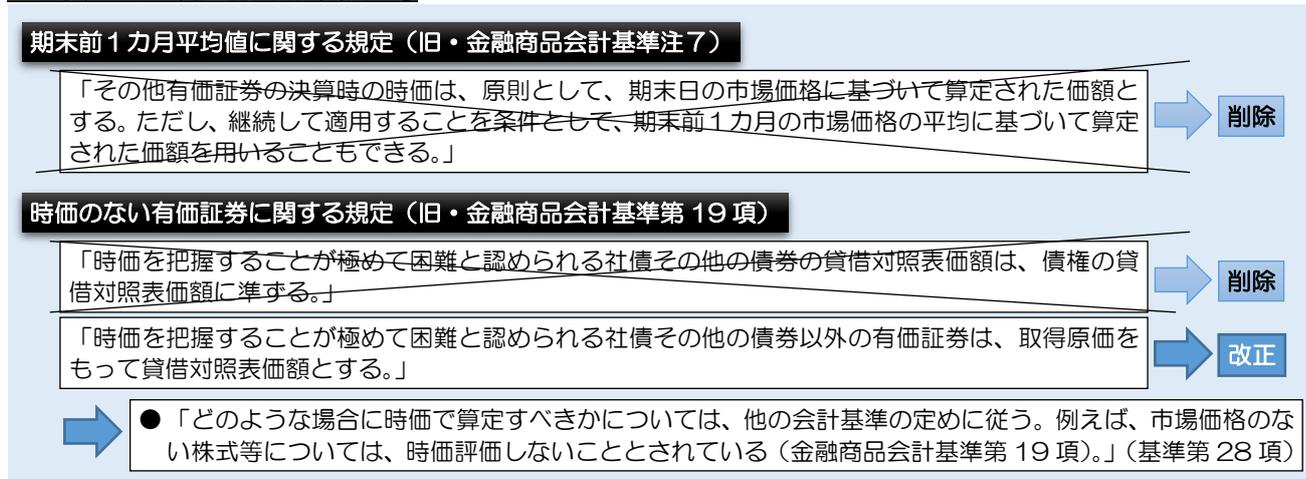


(出所) ASBJ公表物より当社作成

④ 廃止される取扱い等

今般の会計基準等の公表にともない、旧金融商品会計基準実務指針等の規定のいくつかが廃止されます。

■図表1-6 廃止される取扱い等



■図表1-7 金融商品会計に関する実務指針のうち、廃止される「時価の概念」(網掛け部分)

概念	概要	該当項
<b>時価 (=公正な評価額)</b>		基準第6項
市場価格に基づく価額	取引価格、気配又は指標その他相場に基づく価額	基準第6項
	・取引所の取引価格	実務指針第48項
	・業界団体公表価格	実務指針第50項
	・ブローカー店頭価格	実務指針第50項
合理的に算定された価額	市場価格がない場合に、次のような方法により算定された会計上の時価	基準第6項
	・類似価格比準法	実務指針第54項(1)
	・割引キャッシュ・フロー法	実務指針第54項(2)
	・理論モデル、プライシング・モデル等	実務指針第54項(3)
<b>簿価</b>		
取得価額	取得時の時価に手数料等の付随費用を加算したもの。債券を流通市場から購入するときの経過利子は、原則として債券の取得価額に含めない	実務指針第57項(1)
取得原価	同一銘柄の金融資産の取得価額合計額から、売却した部分につき一定方法で計算した売却原価を控除した価額	実務指針第57項(2)
償却原価	金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合の評価差額を加減した後の価額	実務指針第57項(3)
帳簿価額	一定時点において帳簿上に記載している取得原価又は償却原価から評価性引当金を控除した後の金融商品の価額	実務指針第57項(4)
<b>実質価額</b>		
1株当たり純資産額	一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定された1株当たりの純資産額	実務指針第92項
貸倒見積額	信用リスクに応じた償還不能見積高	実務指針第93項
回収可能額	信用リスクに応じ、回収可能性を判断した額	実務指針第293項
<b>その他の概念</b>		
貸借対照表価額	期末において貸借対照表上に記載している金融商品の価額	実務指針第57項(5)
評価差額	期末において貸借対照表に記載した金融商品の時価とその帳簿価額との差額	実務指針第57項(6)

(出所) 2019年7月4日付・日本公認会計士協会『新旧対照表(第14号)』をもとに当社作成

■図表1-8 金融商品会計に関する実務指針のおもな改廃

	改正前	改正後
✕	第60~62項 株式は取引所の価格、債券・投資信託は市場価格または合理的に算定された価額を付す	廃止
✕	第63項 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の範囲	廃止
△	第92項 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理	市場価格のない株式の減損処理
✕	第93項 時価を把握することが極めて困難と認められる債券の減損処理は金銭債権に準じる	廃止
✕	第101項 上場デリバティブの時価評価は取引所の最終価格を用いること	廃止
✕	第102項 非上場デリバティブの時価評価は合理的に算定された価額が得られればそれを用いる	廃止
✕	第103項 非上場デリバティブの時価評価に当たっての留意点(取引手数料、流動性リスク等)	廃止
✕	第104項 公正な評価額を付すことが極めて困難と認められるデリバティブの取得原価評価	廃止

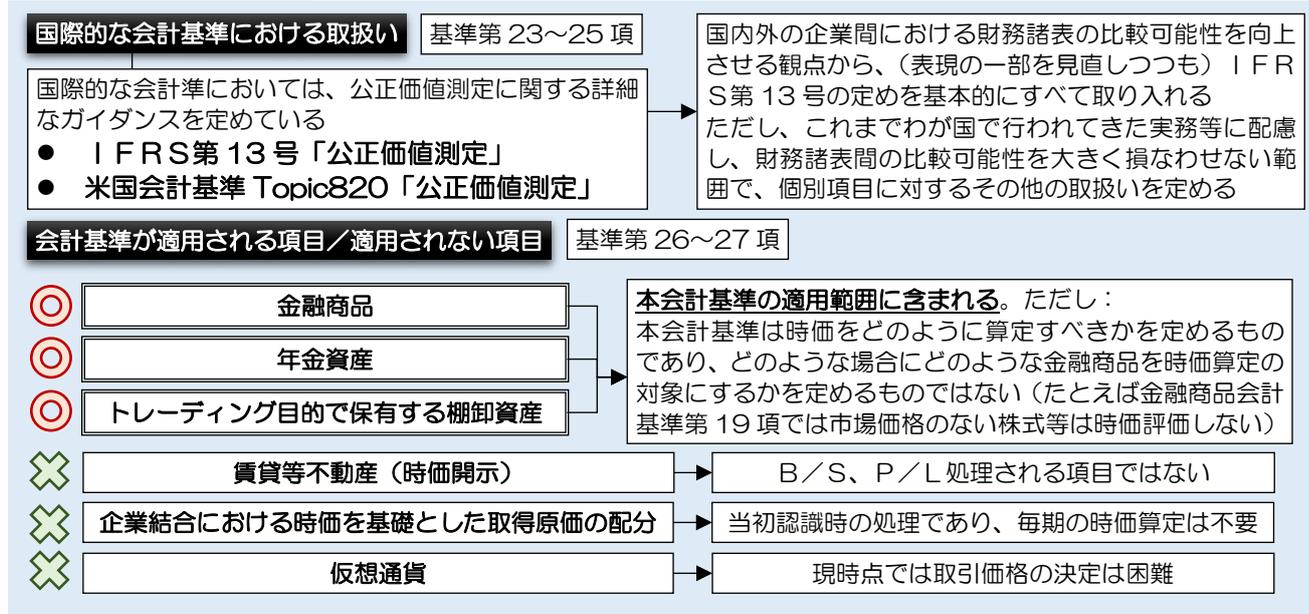
(出所) 2019年7月4日付・日本公認会計士協会『新旧対照表(第14号)』をもとに当社作成

## (2) 時価の算定の基本的な考え方

### ① 時価とは？

時価の定義を設けることにした理由について、基準では、これまで金融商品会計基準等において、時価算定方法に関する詳細なガイダンスが定められていなかったため、本会計基準により国際的な会計基準との整合性を図るためとしています。また、会計基準が適用される項目は金融商品が中心ですが、「どのような場合にどのような金融商品を時価算定の対象にするか」について定めたものではありません。

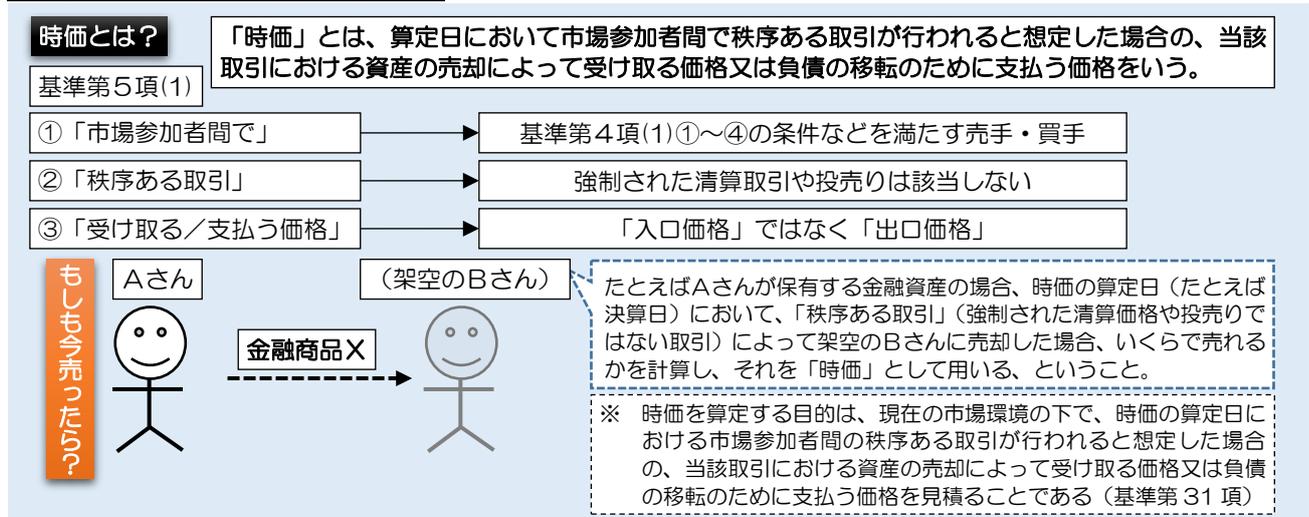
■図表2-1 結論の背景



(出所) 基準等を参考に当社作成

ここで、時価とは、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格」のこととされます。

■図表2-2 時価の定義とイメージ



(出所) 基準等を参考に当社作成

## ② 基本的な用語の確認

### 1) 市場参加者

「市場参加者」とは、「主要な市場」「最も有利な市場」において、基準第4項（1）の①～④の要件を満たす売手・買手のことを指します。

#### ■図表2-3 「市場参加者」、「主要な市場」、「最も有利な市場」とは？

<p><b>市場参加者</b> 基準第4項(1)</p> <p>資産又は負債に関する<b>主要な市場</b>又は<b>最も有利な市場</b>において、次の要件の①～④すべてを満たす買手及び売手をいう。</p> <p>① 互いに独立しており、関連当事者ではないこと</p> <p>② 知識を有しており、すべての入手できる情報に基づき当該資産又は負債について理解していること。</p> <p>③ 当該資産又は負債に関して、取引を行う能力があること。</p> <p>④ 当該資産又は負債に関して、他から強制されるわけではなく、自発的に取引を行う意思があること。</p>	<p><b>主要な市場</b> 基準第4項(3)</p> <p>資産又は負債についての取引の数量及び頻度が最も大きい市場</p> <p><b>最も有利な市場</b> 基準第4項(4)</p> <p>取得又は売却に要する付随費用を考慮したうえで、資産の売却による受取額を最大化又は負債の移転に対する支払額を最小化できる市場</p>
---	--

（出所） 基準等を参考に当社作成

### 2) 秩序ある取引

「秩序ある取引」とは、「資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引」のことです。

#### ■図表2-4 「秩序ある取引」とは？

<p><b>秩序ある取引</b> 基準第4項(2)</p> <p>● 資産又は負債の取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間において市場にさらされていることを前提とした取引</p> <p>● 他から強制された取引（例えば、強制された清算取引や投売り）は、秩序ある取引に該当しない</p> <p>資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合</p>	<p>取引が「秩序ある取引」であるかどうかを判断し、取引が秩序ある取引であるかどうかに応じて、時価の算定又はリスクに関する調整を行う（適用指針第17項、詳細は後述）</p>
---	--

（出所） 基準・適用指針等を参考に当社作成

### 3) 秩序ある取引ではない取引

秩序ある取引ではないと判断する際の具体的な判定基準の事例については適用指針第41項において、いくつか例示されています。

#### ■図表2-5 「秩序ある取引ではない取引」

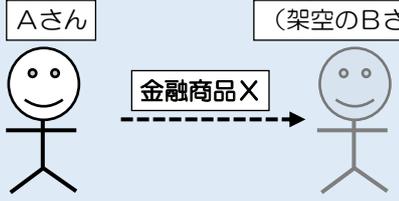
<p><b>取引数量・頻度の著しい低下</b></p> <p>「秩序ある取引ではないことを示す状況」の例</p> <p>適用指針第41項</p>	<p>資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下している場合、取引が秩序ある取引かどうかを判断する（適用指針第17項）</p> <p>① 現在の市場環境の下で、当該取引に関して通常かつ慣習的な市場における活動ができるように、時価の算定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていないこと</p> <p>② 通常かつ慣習的な市場における活動の期間があったが、売手が一人の買手としか交渉していないこと</p> <p>③ 売手が破綻又は破綻寸前であること</p> <p>④ 売手が規制上又は法的な要請から売却せざるを得ないこと</p> <p>⑤ 直近の同一又は類似の取引と比較して、取引価格が異常値であること</p>
--	--

（出所） 適用指針等を参考に当社作成

### ③ 時価の算定

基準では時価に定義が設けられ、その定義上、「出口価格」（売れる値段）とされています。また、時価の定義が設けられたことにとともに、「期末前1ヵ月の市場価格の平均値」を基礎とした価額に関する規定は削除されました。ただし、その他有価証券の減損を行うか否かの判断については、「期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる」、という取扱いを踏襲しています（「金融商品会計に関する実務指針」第91項及び第284項）。

■図表2-6 時価算定上の具体的な留意点

<b>時価の定義</b> (基準第5項)	算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう
	たとえばAさんが保有する金融資産の場合、時価の算定日（たとえば決算日）において、「秩序ある取引」（強制された清算価格や投売りではない取引）によって架空のBさんに売却した場合、いくらで売れるかを計算し、それを「時価」として用いる、ということ。
<b>※注意点</b> (基準第31項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であり、入口価格ではない</li> <li>● 同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする</li> </ul>

(出所) 基準等を参考に当社作成

また、時価を算定する前提としては、次のような事項を考慮する必要があります。

■図表2-7 時価の算定の前提

<b>時価とは：</b>	算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格（基準第5項）
<b>時価の算定の前提（適用指針第4項）</b>	
①	市場参加者が算定日において当該資産又は負債の時価を算定する際に考慮する当該資産又は負債の特性（※例資産の所在地や当該資産の売却に対する制約）を考慮する
②	対象となる資産又は負債は、現在の市場の状況を踏まえ、算定日に資産の売却又は負債の移転を行う市場参加者間の秩序ある取引において交換されるものと仮定する
③	資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が算定日において利用できる主要な市場で行われるものと仮定する（ただし、主要な市場が存在しない場合には、企業が算定日において利用できる最も有利な市場で行われるものと仮定する） ※ 反証できる場合を除き、企業が取引を通常行っている市場が、主要な市場又は最も有利な市場と推定される
④	市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる評価技法及びインプットを用いて、市場参加者が自らの経済的利益を最大化するように行動すると仮定する
⑤	時価の算定にあたって用いる主要な市場又は最も有利な市場における価格は、取得又は売却に要する付随費用について調整しないが、所在地が資産の特性である場合には、当該資産を現在の所在地から当該市場に移動させるために生じる輸送費用について調整する
⑥	当初認識時の時価は取引価格と同一となることが多いが、次の状況では、取引価格が当初認識時の時価を表すものではない可能性がある ① 取引が関連当事者間の取引であること ② 取引が他から強制された取引であるか又は売手が当該取引価格を受け入れざるを得ないこと ③ 取引価格を表す単位が、時価を算定する資産又は負債の単位と異なること ④ 取引が行われた市場が、主要な市場又は最も有利な市場と異なること

(出所) 基準、適用指針等より当社作成

#### ④ 期末前1カ月の平均値の取扱い

今般の改正に伴い、その他有価証券の時価評価に当たって、「期末前1カ月の平均値」を用いることができるとする規定は削除されます。ただし、「期末前1カ月の平均値」を有価証券の減損判定の基礎とすることができるとする従来の取扱いについては踏襲されます。

■図表2-8 期末前1カ月の平均値について

日本公認会計士協会『金融商品会計に関する会計基準』の改正	
第75項（市場価格の適用）の規定を丸ごと削除するものの、第91項（時価のある有価証券の減損処理）の末尾に「減損判定については期末前1か月の市場価格の平均を利用可能」とする規定を追加する	
<p><del>金融商品会計基準（注7）では、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。」とされ、また一方、「ただし、継続して適用することを条件として、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。」とされている。</del></p> <p><del>ここで「期末前1カ月の市場価格の平均」とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値又は気配値の単純平均値とする。なお、当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことが認められるが、毎期継続して適用することが要件となる。（以下略）</del></p>	<p>その他有価証券について、「著しく下落した」ときを判断するにあたっての、時価が取得原価に比べ50%程度以上下落したかどうか、及び時価の下落率がおおむね30%未満であるかどうかの検討に際しては、期末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることを妨げない。この期末前1か月の市場価格の平均とは、原則として期末日以前1か月の各日の終値（終値がなければ気配値）の単純平均値とする。当該方法の適用は、株式、債券等の有価証券の種類ごとに行うことができるが、毎期継続して適用することが要件となる。</p>

（出所） 2019年7月4日公表・日本公認会計士協会『金融商品会計に関する実務指針』より当社作成

#### ⑤ 時価の算定単位

基準では、一定の要件を満たした場合、「特定の市場リスク」や「特定の取引相手先の信用リスク」について、金融資産および金融負債を相殺したあとの正味の資産または負債を基礎として、グループ単位での時価算定ができる、とする取扱いが設けられました。

■図表2-9 時価の算定単位

時価の算定単位 （基準第6～7項）	（原則） 資産又は負債の時価を算定する単位は、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示による （例外） 次の①～⑤の要件を満たした場合、特定の市場リスクまたは特定の取引相手先の信用リスクに関して、金融資産及び金融負債を相殺したあとの正味の資産または負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することが可能
<p>① 企業の文書化したリスク管理戦略又は投資戦略に従って、特定の市場リスク又は特定の取引相手先の信用リスクに関する正味の資産又は負債に基づき、当該金融資産及び金融負債のグループを管理していること</p> <p>② 当該金融資産及び金融負債のグループに関する情報を企業の役員に提供していること</p> <p>③ 当該金融資産及び金融負債を各決算日の貸借対照表において時価評価していること</p> <p>④ 特定の市場リスクに関連して本項の定めに従う場合には、当該金融資産及び金融負債のグループの中で企業がさらされている市場リスクがほぼ同一であり、かつ、当該金融資産及び金融負債から生じる特定の市場リスクにさらされている期間がほぼ同一であること</p> <p>⑤ 特定の取引相手先の信用リスクに関連して本項の定めに従う場合には、債務不履行の発生時において信用リスクのポジションを軽減する既存の取決め（例えば、取引相手先とのマスターネットティング契約や、当事者の信用リスクに対する正味の資産又は負債に基づき担保を授受する契約）が法的に強制される可能性についての市場参加者の予想を時価に反映すること</p>	

（出所） 基準等より当社作成

### (3) 具体的な時価算定

#### ① 評価技法とインプット

基準上、「評価技法」を適用して「インプット」をもとに時価を算定することとされていますが、評価技法についての留意点は次のとおりです。

■図表3-1 評価技法

評価技法の原則 (基準第8~10項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いる</li> <li>● 評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする</li> <li>● 時価の算定にあたって複数の評価技法を用いる場合には、複数の評価技法に基づく結果を踏まえた合理的な範囲を考慮して、時価を最もよく表す結果を決定する</li> <li>● 時価の算定に用いる評価技法は、每期継続して適用する（変更する場合は「会計上の見積りの変更」に該当する）</li> </ul>
3つのアプローチ (指針第5項)	(1)マーケット・アプローチ <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同一又は類似の資産又は負債に関する市場取引による価格等のインプットを用いる評価技法</li> <li>● 例えば、倍率法や主に債券の時価算定に用いられるマトリックス・プライシングが含まれる</li> </ul>
	(2)インカム・アプローチ <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利益やキャッシュ・フロー等の将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法</li> <li>● 例えば、現在価値技法やオプション価格モデルが含まれる</li> </ul>
	(3)コスト・アプローチ <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法</li> </ul>
評価技法の変更 (指針第6項)	<p>※ 評価技法又はその適用を変更する場合としては、時価の精度をより高めることとなる場合があるが、その状況としては、例えば、次のものがある（指針第6項）</p> <p>(1) 新しい市場が出現すること、(2) 新しい情報が利用可能となること、(3) これまで使用していた情報が利用できなくなること、(4) 評価技法が向上すること、(5) 市場の状況が変化すること</p>

■図表3-2 インプット

インプットの種類と優先順位 (基準第11項)	レベル1のインプットの優先順位が最も高く、レベル3のインプットの優先順位が最も低い	
	レベル1のインプット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり調整されていないもの</li> <li>● 当該価格は、時価の最適な根拠を提供するものであり、当該価格が利用できる場合には、原則として、当該価格を調整せずに時価の算定に使用する</li> </ul>
	レベル2のインプット	資産又は負債について直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットをいう
	レベル3のインプット	資産又は負債について観察できないインプット。関連性のある観察可能なインプットが入手できない場合に用いる
時価のレベル別分類 (基準第12項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これらのインプットを用いて算定した時価は、その算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、レベル1の時価、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類する</li> </ul> <p>※ なお、時価を算定するために異なるレベルに区分される複数のインプットを用いており、これらのインプットに、時価の算定に重要な影響を与えるインプットが複数含まれる場合、これら重要な影響を与えるインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する</p>	
インプットに対する調整 (指針第7~8項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時価を算定するにあたっては、市場における通常の日次取引高では売却できないほどに金融商品を大量に保有している場合であっても、当該金融商品を一度に売却する際に生じる価格の低下についての調整を行わない</li> <li>● 当該金融商品が活発な市場で取引されている場合には、個々の資産又は負債の活発な市場における相場価格に保有数量を乗じたものを時価とする</li> <li>● レベル1のインプットを用いる場合を除き、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に考慮する特性を時価の算定に反映する</li> </ul>	
買気配と売気配 (指針第9項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時価を算定する資産又は負債に買気配及び売気配がある場合、当該資産又は負債の状況を考慮し、買気配と売気配の間の適切な価格をインプットとして用いる</li> <li>● 実務上の簡便法として用いられる仲値等の利用を妨げるものではない</li> </ul>	

## ② レベル別インプット

■図表3-3 レベル1のインプット

レベル1のインプットの決定 (指針第10項)	<p>対象となる資産又は負債について、レベル1のインプットを決定するにあたっては、次の両方を評価する</p> <p>(1) 当該資産又は負債に係る主要な市場、あるいは、主要な市場がない場合には、当該資産又は負債に係る最も有利な市場</p> <p>(2) 当該資産又は負債に関する取引について、時価の算定日に企業が主要な市場又は最も有利な市場において行うことができる場合の価格</p>
レベル1のインプットに対する調整 (指針第11項)	<p>レベル1のインプットに対する調整は、次の(1)から(3)の場合にのみ認められる</p> <p>(1) 類似の資産又は負債を大量に保有しており、当該資産又は負債について活発な市場における相場価格が利用できるが、時価の算定日において個々の資産又は負債について相場価格を入手することが困難な場合 ⇒ この場合、例えば、債券についてマトリックス・プライシングを用いることができる)</p> <p>(2) 活発な市場における相場価格が時価の算定日時点の時価を表さない場合</p> <p>(3) 負債又は払込資本を増加させる金融商品について、活発な市場で資産として取引されている同一の金融商品の相場価格を用いて時価を算定する場合で、かつ、当該相場価格を調整する場合</p> <p>レベル1のインプットについて調整する場合には、当該調整により算定された時価は、レベル2又はレベル3の時価に分類される</p>

■図表3-4 レベル2のインプット

レベル2のインプットの事例 (指針第12項)	<p>レベル2のインプットとは、「レベル1のインプットでないが、資産又は負債の契約期間のほぼ全体を通じて観察可能であるインプット」。具体例は次のとおり</p> <p>(1) 活発な市場における類似の資産又は負債に関する相場価格</p> <p>(2) 活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債に関する相場価格</p> <p>(3) 相場価格以外の観察可能なインプット</p> <p>(4) 相関関係等に基づき観察可能な市場データから得られる又は当該データに裏付けられるインプット</p>
レベル2のインプットに対する調整 (指針第13項)	<p>時価の算定にとって重要なレベル2のインプットを調整するにあたって、重要な観察できないインプットを使用する場合には、算定される時価はレベル3の時価に分類される可能性がある</p>

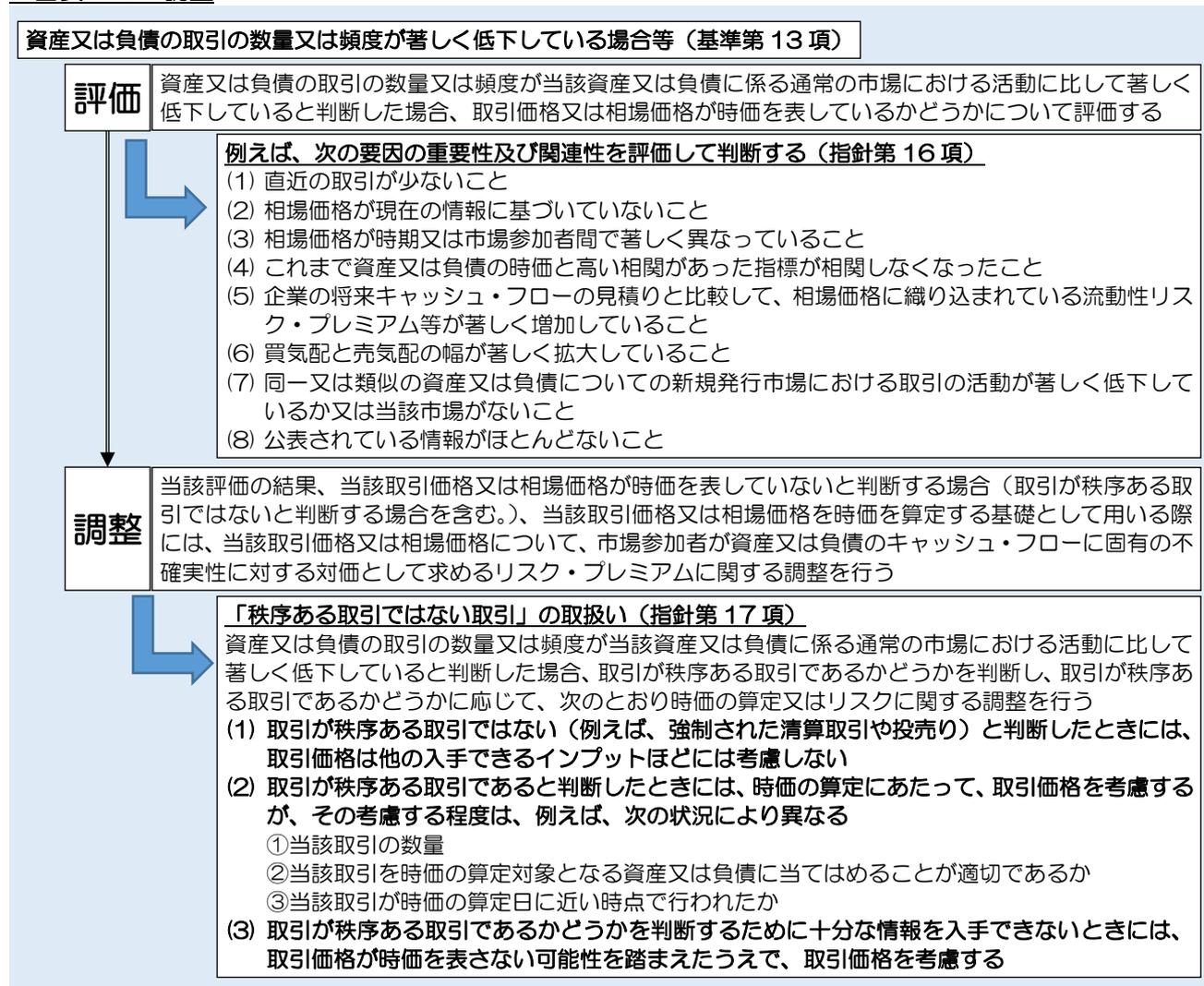
■図表3-5 レベル3のインプット

レベル3のインプット (指針第14項)	<p>レベル3のインプットを用いるにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定を反映する。この際、合理的に入手できる市場参加者の仮定に関する情報を考慮する</p>
レベル3のインプットの決定 (指針第15項)	<p>● レベル3のインプットを決定するにあたっては、その状況において入手できる最良の情報を用いる</p> <p>● この際、企業自身のデータを用いることができるが、合理的に入手できる情報により次のいずれかの事項が識別される場合には、当該企業自身のデータを調整する</p> <p>(1) 他の市場参加者が異なるデータを用いること</p> <p>(2) 他の市場参加者が入手できない企業に固有の特性が存在すること</p>

### ③ 時価の算定に当たっての調整

基準上、資産または負債の取引数量、頻度などが著しく低下している場合（つまり流動性が枯渇している場合）などには、適切な調整を加えることとされています。

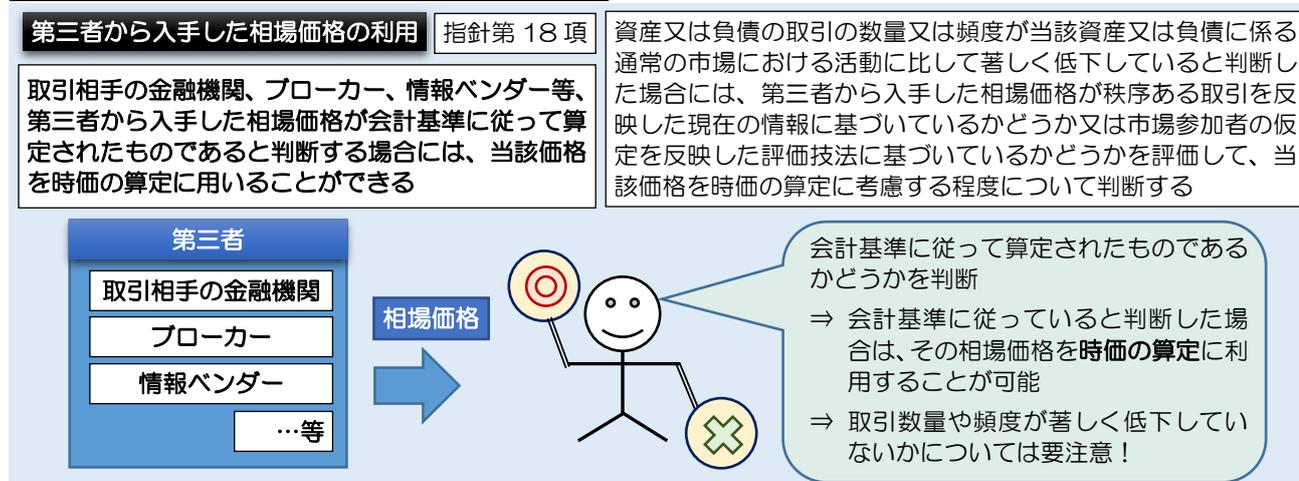
■図表3-6 調整



#### ④ 第三者から入手した相場価格

基準上、第三者から入手した相場価格を時価の算定に利用することができるかとされています。

■図表3-7 第三者から入手した相場価格の利用



(出所) 適用指針より当社作成

その際、第三者から入手した相場価格を時価の算定に利用するには、その相場価格自体が会計基準に従って算定されたものであるかどうかを判断しなければならないとされています (適用指針第 43 項等)。

■図表3-8 第三者から入手した相場価格を利用する場合の手続の例

第三者から入手した相場価格の利用 (指針第 43 項)	<p>第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断するにあたっては、例えば、企業は次のような手続を実施することが考えられる (なお、次の手続は例示であり、状況に応じて選択して実施する。また、記載したものの以外の手続によることも考え得る)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該第三者から入手した価格と企業が計算した推定値とを比較し検討する</li> <li>(2) 他の第三者から会計基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手できる場合、当該他の第三者から入手した価格と当該第三者から入手した価格とを比較し検討する</li> <li>(3) 当該第三者が時価を算定する過程で、会計基準に従った算定 (インプットが算定日の市場の状況を表しているか、観察可能なものが優先して利用されているか、また、評価技法がそのインプットを十分に利用できるものであるかなど) がなされているかを確認する</li> <li>(4) 企業が保有しているかどうかにかかわらず、会計基準に従って算定されている類似銘柄 (同じアセットクラスであり、かつ同格付銘柄など) の価格と比較する</li> <li>(5) 過去に会計基準に従って算定されていると確認した当該金融商品の価格の時系列推移の分析など商品の性質に合わせた分析を行う</li> </ol>
流動性低下局面などにおける取扱い (指針第 44 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (指針第 18 項において) 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合には、第三者から入手した相場価格を時価の算定に考慮する程度について判断するとしている</li> <li>● その際には、当該相場価格の性質 (例えば、当該相場価格が参考価格であるのか又は当該第三者と取引可能な価格であるのか) を考慮する</li> <li>● 例えば、第三者から入手した相場価格が、当該第三者と取引可能な価格である場合は、参考価格である場合に比べて時価の算定に考慮する程度を高くすることに留意する必要があると考えられる</li> </ul>

(出所) 適用指針より当社作成

## ⑤ 事業会社等の容認規定

一般事業会社などの場合は、比較的単純なデリバティブ取引については相手から入手した相場価格をそのまま時価とみなすことが可能であるとする規定が設けられています。

### ■図表3-9 適用指針第24項に定める「その他の取扱い」

<p><b>金融機関等以外の 場合の容認規定 (指針第24項)</b></p>	<p>指針第18項の定めにかかわらず、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に属すると判断される場合には、指針第24項(1)(2)のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる</p>
<p><b>この容認規定が適用可能なデリバティブ</b></p> <p>(1) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ・スワップ）</p> <p>(2) インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ</p> <p>※ ただし、オプションを含むような取引については、利用されるボラティリティの種類によってはレベル3の時価に分類されることが考えられるため、本項の対象外とする</p>	
<p><b>適用指針第49項</b></p>	<p>総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業とは、銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等が想定される。これら以外の企業集団等においては、実務におけるコストと便益を比較衡量した結果、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される特定のデリバティブ取引については、第三者から提供された価格を時価とみなすことができるとするその他の取扱いを定めることとした（第24項参照）。</p>

(出所) 適用指針より当社作成

以 上